

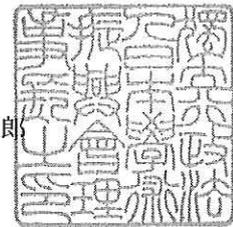
平成26年度科学研究費助成事業（基盤研究（B））交付決定通知書

玉腰 暁子 殿

さきに交付申請のあった平成26年度科学研究費助成事業（基盤研究（B））の新規の研究課題につきましては、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年独立行政法人日本学術振興会規程第17号。以下、「補助金取扱要領」という。）第11条第2項及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年独立行政法人日本学術振興会規程第19号。以下、「助成金取扱要領」という。）第11条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、補助金取扱要領第11条第4項及び助成金取扱要領第11条第4項の規定により通知します。

平成26年6月23日

独立行政法人日本学術振興会
理事長 安西 祐 一 郎



(印影印刷)

記

- 1 補助金及び助成金の交付の対象となる事業及び内容は、交付申請書（課題番号：26293138）に記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、金3,900,000円とする。
うち（直接経費3,000,000円）
（間接経費 900,000円）
助成金の交付決定額は、金6,500,000円とする。
うち（直接経費5,000,000円）
（間接経費1,500,000円）
- 3 補助金の確定額は、補助事業に要した経費と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。また、助成金の確定額は、補助事業に要した経費と助成金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 4 交付条件は、別紙のとおりとする。
- 5 この交付決定に不服があるときは、補助金取扱要領第12条第1項及び助成金取扱要領第12条第1項の規定に基づき、平成26年6月30日までに、申請の取下げをすることができる。

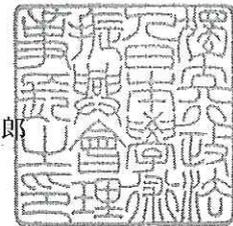
平成27年度科学研究費助成事業（基盤研究（B））交付決定通知書

玉腰 暁子 殿

さきに交付申請のあった平成27年度科学研究費助成事業（基盤研究（B））の研究課題につきましては、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年独立行政法人日本学術振興会規程第17号。以下、「取扱要領」という。）第11条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同取扱要領第11条第4項の規定により通知します。

平成27年6月23日

独立行政法人日本学術振興会
理事長 安西 祐 一 郎



(印影印刷)

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書（課題番号：26293138）に記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、
直接経費4,800,000円
間接経費1,440,000円
合計 金6,240,000円とする。
- 3 間接経費は、研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関において執行するものとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した経費と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 交付条件は、別紙のとおりとする。
- 6 この交付決定に対し不服があるときは、取扱要領第12条第1項の規定に基づき、平成27年6月30日までに、申請の取下げをすることができる。

7/28

学振助一第89号

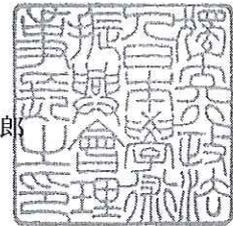
平成28年度科学研究費助成事業（基盤研究（B））交付決定通知書

玉腰 暁子 殿

さきに交付申請のありました平成28年度科学研究費助成事業（基盤研究（B））の研究課題につきましては、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年独立行政法人日本学術振興会規程第17号。以下、「取扱要領」という。）第11条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同取扱要領第11条第4項の規定により通知します。

平成28年6月24日

独立行政法人日本学術振興会
理事長 安西 祐 一 郎



(印影印刷)

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書（課題番号：26293138）に記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、

直接経費	800,000円
間接経費	240,000円
合計 金	1,040,000円とする。
- 3 間接経費は、研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関において執行するものとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した経費と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 交付条件は、別紙のとおりとする。
- 6 この交付決定に対し不服があるときは、取扱要領第12条第1項の規定に基づき、平成28年7月1日までに、申請の取下げをすることができる。

大

厚生労働省発健1028第4号

平成25年度厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）交付額確定通知書

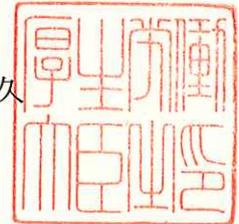
玉腰 暁子

平成25年8月2日厚生労働省発健0802第1号で交付決定した平成25年度厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）については、平成26年5月22日事業実績報告に基づき、交付額を金11,695,000円に確定したので通知する。

なお、超過交付となった金5,000円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成26年11月14日までに返還することを命ずる。

平成26年10月28日

厚生労働大臣 塩崎 恭久



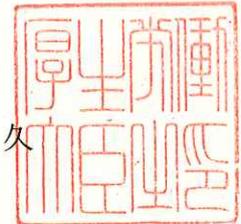
平成26年度厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業））交付決定通知書

玉腰 暁子

平成26年4月16日で申請のあった平成26年度厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業））については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成26年6月13日

厚生労働大臣 田村 憲久



- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「規程」という。）第3条第1項の表第10号に定める事業であり、その内容は平成26年4月16日申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金11,115,000円
補助金の額	金11,115,000円
- 3 補助金の額の確定は、規程第5条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、規程第12条に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、規程第16条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成26年6月27日とする。

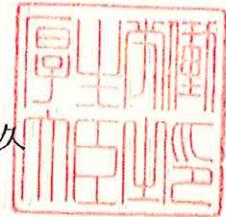
平成27年度厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病
対策総合研究事業）交付決定通知書

玉腰 暁子

平成27年4月27日で申請のあった平成27年度厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成27年5月27日

厚生労働大臣 塩崎 恭久



- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「規程」という。）第3条第1項の表第7号に定める事業であり、その内容は平成27年4月27日申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金7,400,000円
補助金の額	金7,400,000円
- 3 補助金の額の確定は、規程第5条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、規程第12条に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、規程第16条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成27年6月10日とする。